

妊産婦の緊急受け入れ体制の整備と産科医不足の抜本対策を求める意見書

奈良県橿原市の妊婦が受け入れ病院のないまま、救急車内で死産するという痛ましい出来事があった。また、千葉市でも、妊婦が病院への救急搬送を16回断られ、結果として、切迫流産したことが明らかになった。

首都圏でも、妊婦の緊急受け入れは非常に困難で、早急な対応が必要な状況となっている。救急医療を含む、搬送システムの再構築や周産期医療体制の拡充が急務である。

よって国におかれては、国民の生命、健康を最優先に取り組み、安心して子どもを産むことができるよう、次の事項の実現について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 今回の奈良県での問題をはじめ、妊産婦の病院搬送をめぐる事案の原因究明と検証を行い、再発防止策と救急医療、周産期医療システムの万全な体制を整備すること。
- 2 救急医療体制における情報等の連携が確実に行われるよう、ネットワークの整備を行うこと。
- 3 医師の絶対数を増員するために、医学部の定員増を図ることなどで医師や助産師の確保等を図るとともに、妊産婦を緊急搬送し、受け入れが可能な産婦人科等の体制整備を行うこと。
- 4 周産期医療体制の早期整備と拡充を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月4日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣